

# 一般社団法人日本ウォーキング協会

## 社員資格審査委員会

### 規程

#### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本ウォーキング協会(以下、「当協会」という。)の定款第4章第9条②に定める社員資格審査委員会(以下、「本委員会」という。)の運営に必要な事項を定め、同委員会の円滑なる運営を図ることを目的とする。

#### (委員会の役割と委員)

第2条 本委員会は、当協会の社員となる(以下、「入社」という。)ことを希望する者が、当協定款第9条①の入社申請書を提出した際に、定款第8条に掲げる資格及び一般社会常識等に照らして総合的に当協会の社員として相応しいかどうかの適格審査をする。

2 本委員会には、協議し審議するための委員を置き、その員数は5とする。

#### (社員資格審査の基準)

第3条 本委員会は入社を希望し、入社申請書を提出した者が次の各号に該当するか審査する。

- 1) 当協会に加盟する都道府県協会会員であって、日常的に傘下の会員団体の動向を客観的に観察し、傘下団体の意見を集約して、当協会が会員組織との対話や協議の場と定めるブロック協議会に反映し、ブロック協議会で主導的な役割を果たしている都道府県協会で、社員を希望する者
- 2) 人間科学としてのウォーキングを研究開発している団体或いは個人で、その成果を健康運動としてのウォーキング並びに健康スポーツとしてのウォーキングとして、或いは、ウォーキングを社会問題の解決の一助となるツールとして社会に還元することを目的として当協会との連携を希望する者
- 3) 市民の健康増進、観光促進、商工振興或いはコミュニティの活性化等の地域固有の諸問題の解決に、ウォーキングの力を活用しようとする自治体または第三者セクターで、目的達成に向けて当協会との連携を希望する者
- 4) 従業員の心身の健康が企業や団体の経営上の重要課題であるとの認識の下、その課題解決のためにウォーキングを採り入れた健康経営を目指す企業、団体等
- 5) ウォーキング関連団体で、ウォーキングの普及を目指して当協会との連携を希望する者
- 6) 本協会の理念に賛同し、保有する知見、財力をもって当協会を支援しようとする

個人または団体

2 上記 1)～6)のいずれかに該当する者であっても、次に各号に該当する者は、資格審査から除かれる。

- ① ウォーキングによる社会貢献より自らの利益を優先しようとする者
- ② 成人被後見人或いは被保佐人
- ③ 反社会的な勢力の構成員或いは反社会的勢力と何らかの関わりを持つ者
- ④ 心身の故障、その他により社員としての職務の遂行に著しい支障のある者

#### (委員の資格)

第4条 委員は、次の資格のいずれかを有するものとする。

- ① 当協会並びに入社希望者との直接的な利害関係を有さず、客観的な判断のできる者
- ② 一般社団法人の運営に対する識見を有する者
- ③ 当協会の理念、方針並びに事業環境を理解し、併せて当協会の実情に通じている者
- ④ 良き市民であって、一般社会規範や委員としての役割を果たすに必要な法律等に理解を有する者

#### (委員の選任と任期)

第5条 委員は、当協会の代表理事が理事会に提案し、承認を得た後に委嘱する。

2 委員の任期は2年とするが、重任並びに再任は妨げない。

#### (役員及び役員の選任)

第6条 委員会には、役員として委員長1名並びに副委員長1名を置く。

2 役員の選任は、委員会の互選による。

3 委員長は、委員会を統括する。

4 副委員長は委員会の運営において委員長を補佐し、委員長が不在の時は委員長の職務を代行する。

#### (委員の報酬)

第7条 委員は、無報酬とする。

2 委員会活動に要する交通費等の経費は支払う。

3 当協会の代表理事が必要と認めるときは、業務執行理事会に諮って謝金を支払うことができる。

#### (事務局)

第8条 委員会の円滑なる運営を支援するため事務局を置く。

2 事務局は、当協会の総務部門が務め、事務局長は当協会の事務局長が務める。

(委員会の招集及び開催)

第9条 委員会は、入社希望者が入社申請書を提出し、事務局が受け付けた都度委員長が招集し開催する。

- 2 委員長は、委員会の運営上特段に必要と認めるときは、入社資格審査以外の目的でも委員会を招集し開催することができる。
- 3 委員会の議長は、委員長が務める。
- 4 委員会の議事は、基本的には全会一致での結論を出すまで協議を尽くすものとするが、已む無く全会一致とならないときは過半数でこれを決す。
- 5 賛否同数の場合は、議長が決す。

(議決事項の報告)

第10条 委員長は、委員会に置いて議決した事項については、結論に至った経緯及び理由も併せて当協会の代表理事に対し遅滞なく書面をもって報告する。

- 2 当協会の代表理事は、報告を受けたらこれを理事会に報告する。

附 則

1. この規程は令和6年(2024年)6月26日から施行する。
2. この規程の改廃は、理事会の決議による。